

くらしの安心情報

情報ファイル NO.263

令和6年6月10日

ネットで「500円から」と書かれた広告を見つけてハチの駆除を依頼したら、室外機の中の巣の駆除も勧められ、高額な料金を請求された…。

相談内容

【相談者 母親（契約者 18歳学生）】

県外のアパートに入居した娘から、「昨日、ハチが出たので、ネットで500円からと書かれた広告を見つけて駆除を依頼したところ、来訪した業者から室外機の中の巣の駆除も勧められた。巣を確認したいと言ったが見せてくれず、契約をせかされたので、巣の駆除も依頼したら、駆除後35万円も請求された。」と電話がありました。巣が本当にあったのかも分からないのに支払わなければいけないのでしょうか…。

対処方法

ゴキブリやハチなどの害虫や、ネズミなどの害獣を駆除してもらう、いわゆる「害虫・害獣駆除サービス」の相談が、寄せられています。

ネット上に記載されている料金と実際の料金がかげ離れていたり、消費者の不安をあおって契約をせかす勧誘が行われるケースがあるので注意が必要です。

- 相談者には、本件は訪問販売としてクーリング・オフが可能と考えられることを説明しました⁽¹⁾。

消費者庁「訪問販売等の適用除外に関するQ&A」

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_transaction_cms202_210818_01_2.pdf

- 極端に安い価格を表示するサイトや広告には注意しましょう。
- 複数社から見積もりを取って比較・検討しましょう。
成年年齢引下げにより18歳、19歳の若者がトラブルに巻き込まれるおそれがあるので注意しましょう。
不安に思ったり、トラブルになった場合には、早めに最寄りの消費生活センターにお問い合わせください。(消費者ホットライン「188(いやや)」へ)

ネットの価格と全然違う！
どうしよう…



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

富山本所（県東部にお住まいの方）TEL：076-432-9233（消費生活相談）
076-433-3252（消費者金融・多重債務相談）

高岡支所（県西部にお住まいの方）TEL：0766-25-2777（消費生活相談、消費者金融・多重債務相談）

消費者ホットライン 局番なし「188(いやや）」（お近くの相談窓口につながります。）